

情報公表制度の在り方について

介護サービス情報の公表制度の主旨 【平成18年4月施行】

【介護サービス情報の公表の制度とは】

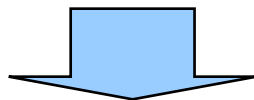
- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み

※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。

※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。

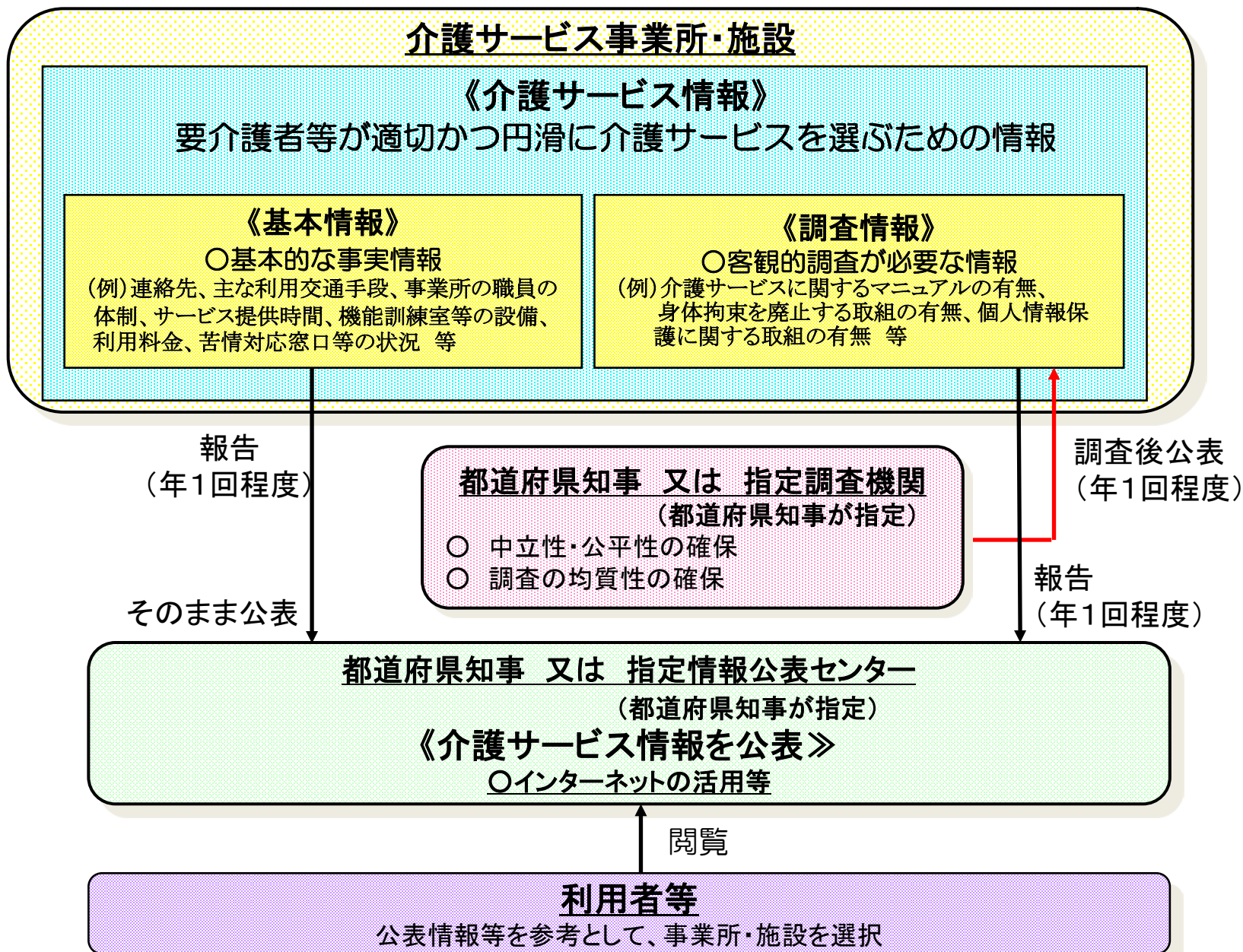
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

(事業者が自ら提供するサービスの内容等を消費者などに対外的に明らかにしていくことは、社会的に必要)



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み（現行）



基本情報の主な項目

1 運営法人等の概要

法人名、所在地、他に提供しているサービス 等

2 事業所・施設の概要

事業所名、所在地、管理者氏名、事業開始年月日 等

3 従業者の状況

職種別従業者数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数、経験年数、従業者の健康診断の実施状況 等

4 介護サービスの内容

運営方針、サービス提供時間、サービス提供実績、苦情対応窓口、サービスの特色、事後が発生したときの対応、利用者の意見把握体制、第三者による評価の実施状況 等

5 利用料

介護給付以外のサービスに要する費用、キャンセル料 等

6 都道府県知事が必要と認める事項

調査情報の主な項目

1 介護サービスの内容

- ① 契約内容、介護サービス計画内容等の説明の有無
- ② 介護サービス提供マニュアル、実施記録等の整備の有無
- ③ 相談、苦情等対応の取組の有無
- ④ 介護サービス提供内容の評価、見直し等の取組の有無
- ⑤ 関係機関等との連携の有無

2 事業所・施設の運営状況

- ① 事業計画等の策定・開示、業務改善会議等の取組の有無
- ② 業務分担の明確化、相談指導体制の確保等の取組の有無
- ③ 安全管理・衛生管理の取組の有無
- ④ 情報管理、個人情報保護等の取組の有無
- ⑤ 計画的な従業者研修、利用者意向を踏まえた運営改善等の取組の有無

指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況

(平成21年7月1日現在)

指定情報公表センター

都道府県直営	4	8%
社会福祉協議会	31	66%
財団法人	4	8%
社団法人	2	5%
NPO法人	1	2%
国保連合会	5	11%
合 計	47	100%

指定調査機関

社会福祉協議会	37	14%
社会福祉法人 (社協を除く)	6	2%
財団法人	12	5%
社団法人	23	9%
NPO法人	95	36%
国保連合会	2	1%
有限会社	30	11%
株式会社	54	20%
その他	5	2%
合 計	264	100%

調査員の登録状況

(平成21年7月1日現在)

	調査員数 (人)	構成割合
常勤	698	8%
非常勤	7,545	92%
合 計	8,243	100%

情報公表対象事業所数

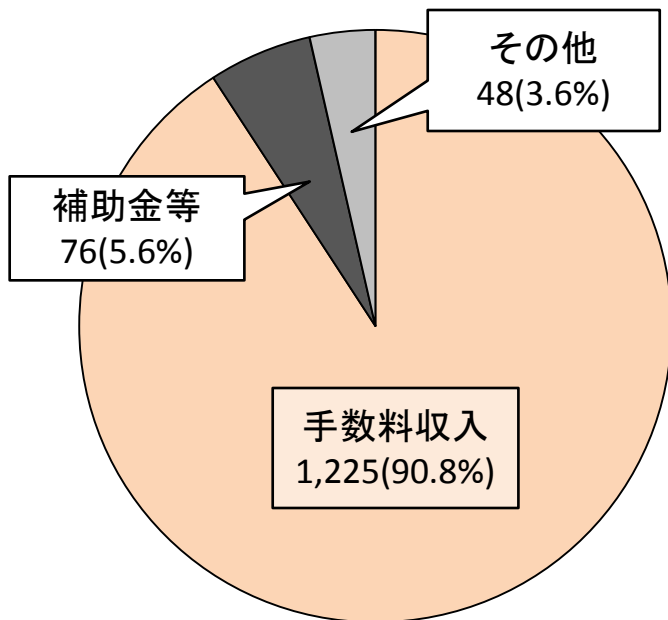
(平成21年7月1日現在)

訪問介護(予防含む)、夜間対応型訪問介護	47,655
訪問入浴介護(予防含む)	4,032
訪問看護(予防含む)	12,645
訪問リハビリテーション(予防含む)	4,220
通所介護(予防含む)、認知症対応型通所介護(予防含む)、指定療養通所介護	50,728
通所リハビリテーション(予防含む)	12,731
特定施設入居者生活介護(予防、地域密着含む)	5,123
福祉用具貸与(予防含む)、特定福祉用具販売(予防含む)	21,091
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	3,189
認知症対応型共同生活介護(予防含む)	18,012
居宅介護支援	28,482
介護老人福祉施設、(短期入所(予防含む)、地域密着含む)	20,366
介護老人保健施設(短期入所(予防含む))	10,390
介護療養型医療施設(短期入所(予防含む))	4,794
合 計	243,458

指定情報公表センター運営状況（平成20年度）

＜総収入内訳＞

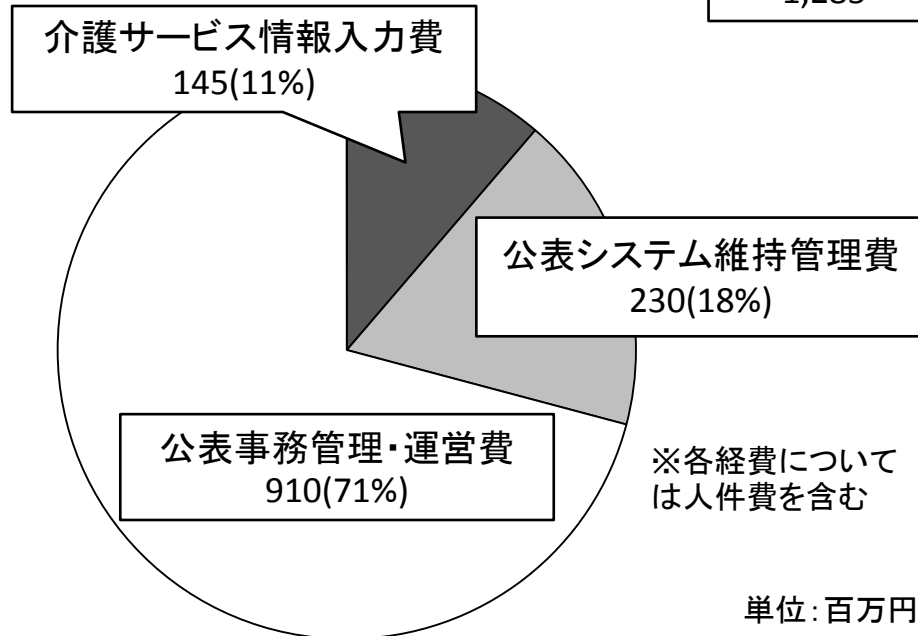
総収入額
1,349



単位: 百万円

＜総支出内訳＞

総支出額
1,285

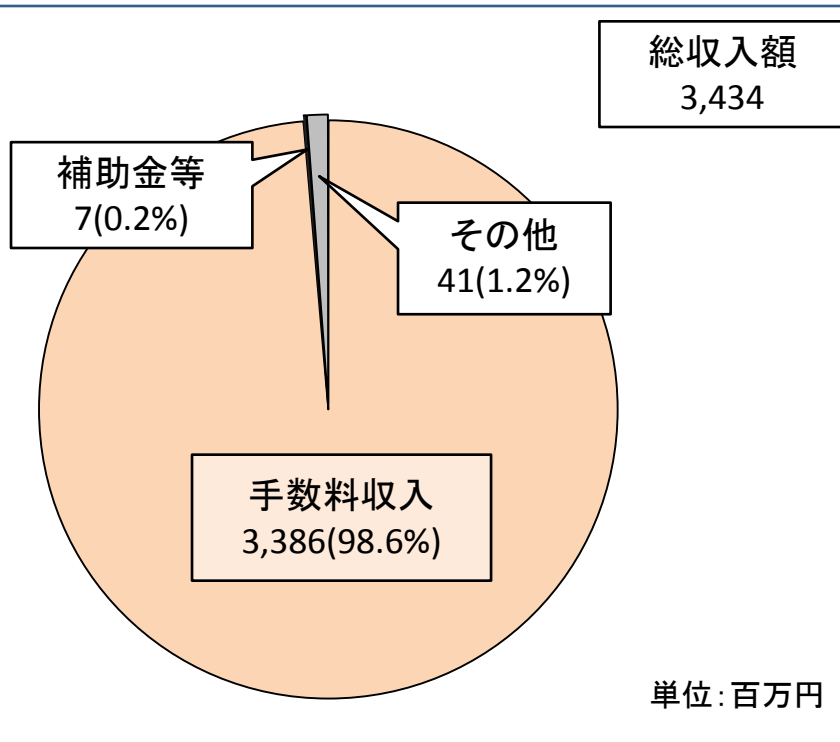


※各経費については人件費を含む

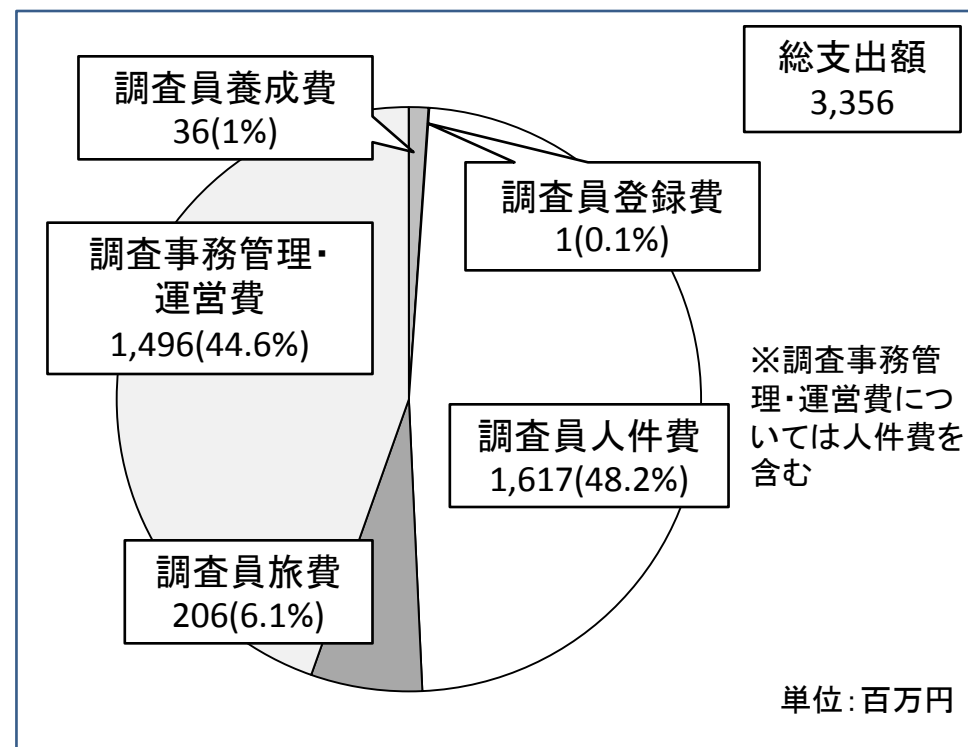
単位: 百万円

指定調査機関運営状況（平成20年度）

<総収入内訳>



<総支出内訳>



手数料額の推移（全国平均）

（円）

	公表手数料	調査手数料	合 計
平成18年度	12, 845	42, 041	54, 886
平成19年度	12, 800	41, 234	54, 034
平成20年度	10, 674	33, 685	44, 359
平成21年度	9, 672	24, 351	34, 023
平成22年度	9, 617	23, 754	33, 371

介護サービス情報と利活用のあり方に関するアンケート調査結果概要①

平成21年度「介護サービス情報の公表支援事業利活用促進等研究会」事業の一環として実施

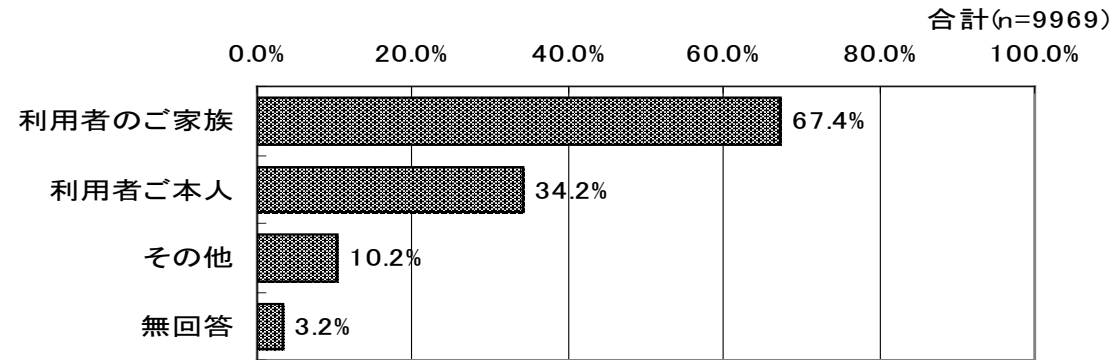
○利用者調査：全国の訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護の事業者の中から無作為に抽出し、当該事業者を介して利用者にアンケート票を送付し実施

○介護支援専門員調査：全国の介護支援事業者の中から無作為に抽出し、調査票を送付

【利用者・家族】

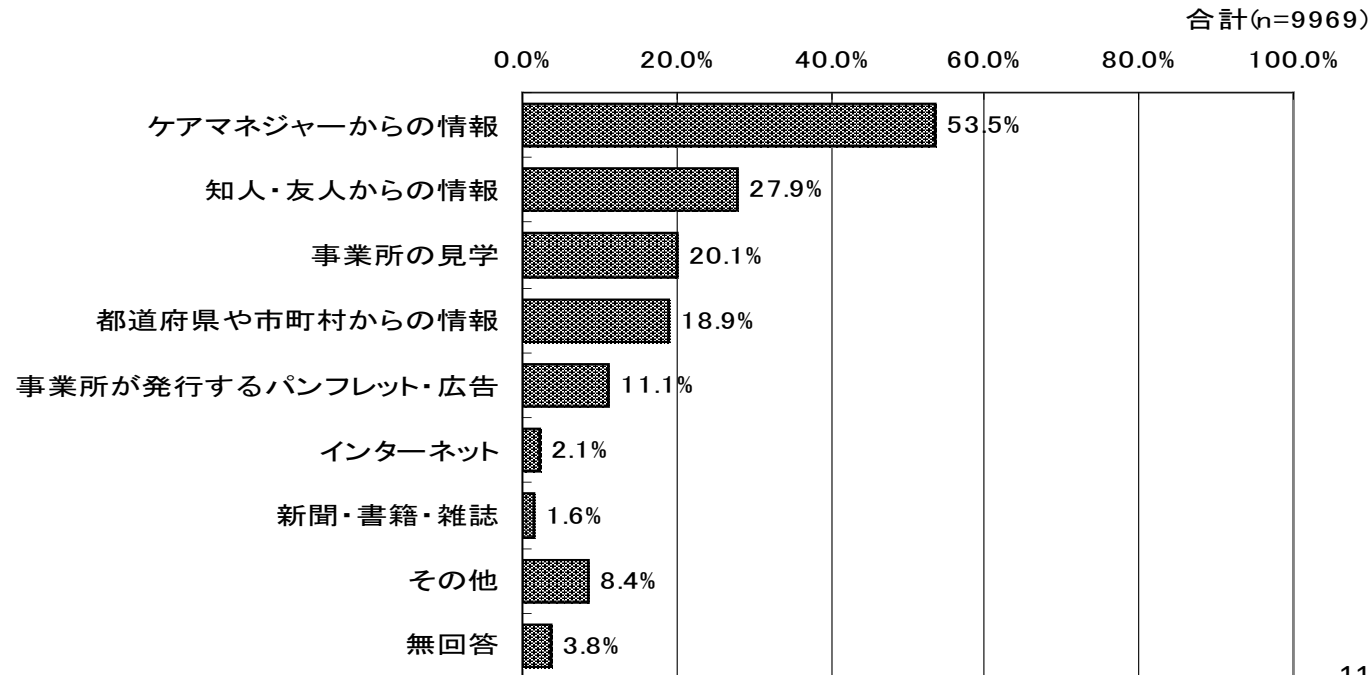
介護サービス事業所の選択者 (複数回答)

※事業者を選択するのは、
「家族」が約7割



介護サービス事業所の選択の 情報源(複数回答)

※事業所選択の情報源は、
「ケアマネ」が約5割

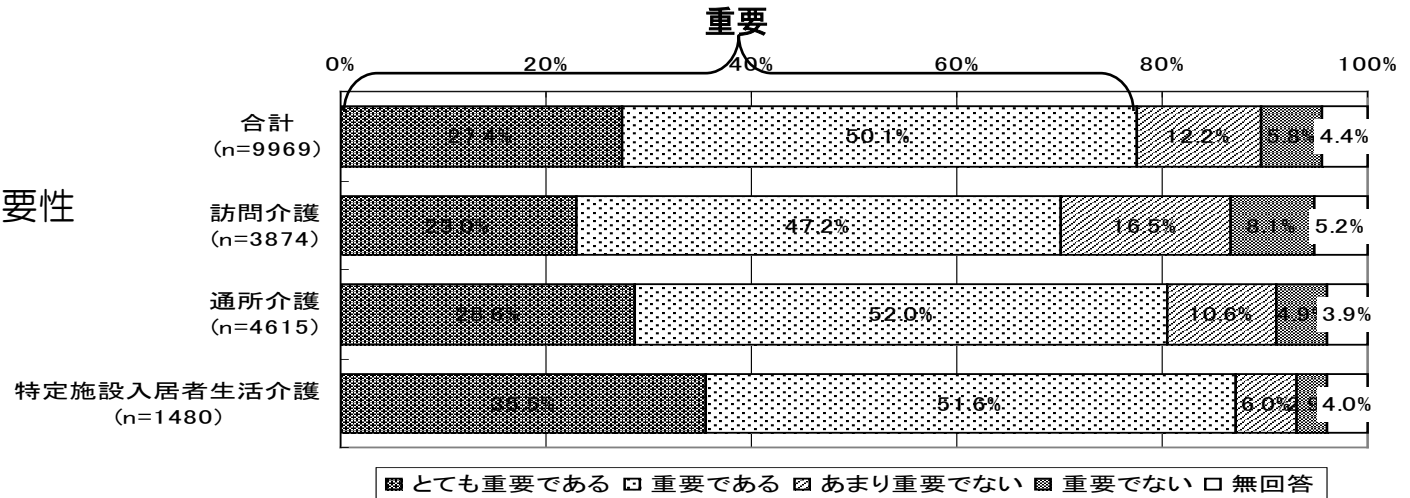


介護サービス情報と利活用のあり方に関するアンケート調査結果概要②

【利用者・家族】

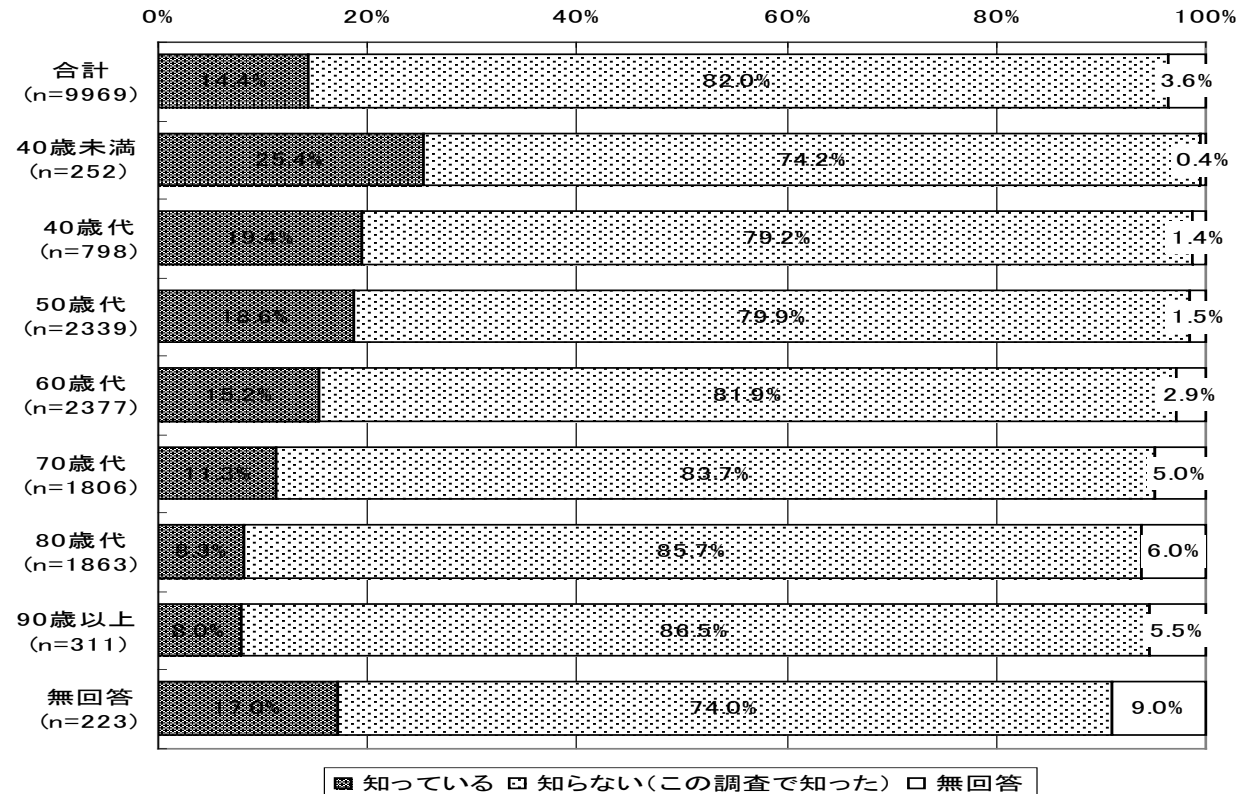
情報の公表の重要性

※事業者情報の公表の重要性は、約8割が「重要」



「介護サービス情報の公表」ホームページの認知度

※公表制度のホームページについては、約8割が「知らない」
ただし、年齢が若くなるにつれ認知度は高くなる傾向

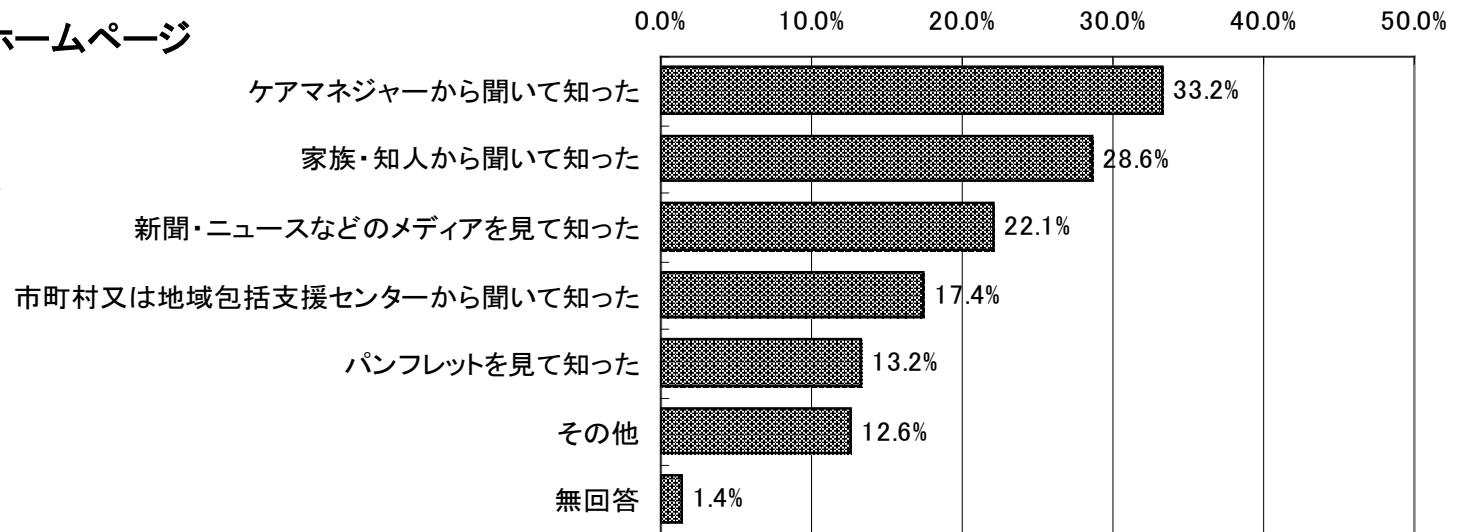


介護サービス情報と利活用のあり方に関するアンケート調査結果概要③

【利用者・家族】

「介護サービス情報の公表」ホームページを知ったきっかけ(複数回答)

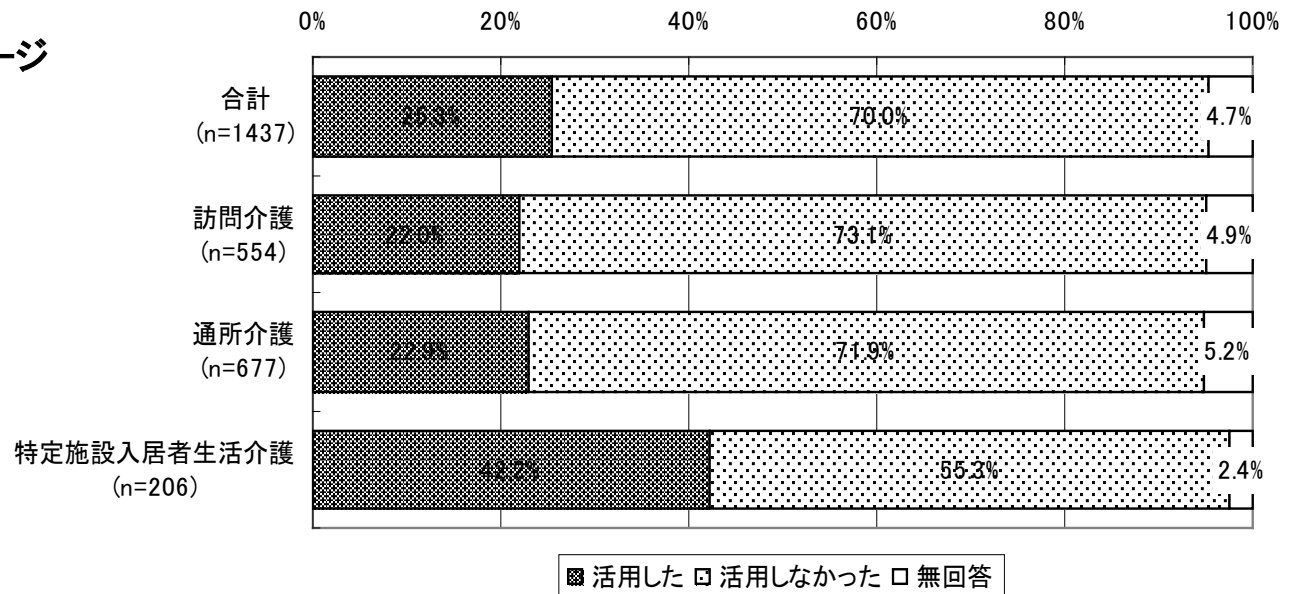
※ホームページの情報源は、「ケアマネ」が約3割



「介護サービス情報の公表」ホームページの活用度

※ ホームページを知っていると回答した者のうち、活用した割合は3割弱

特定施設では約4割と他に比べ高い割合を示した

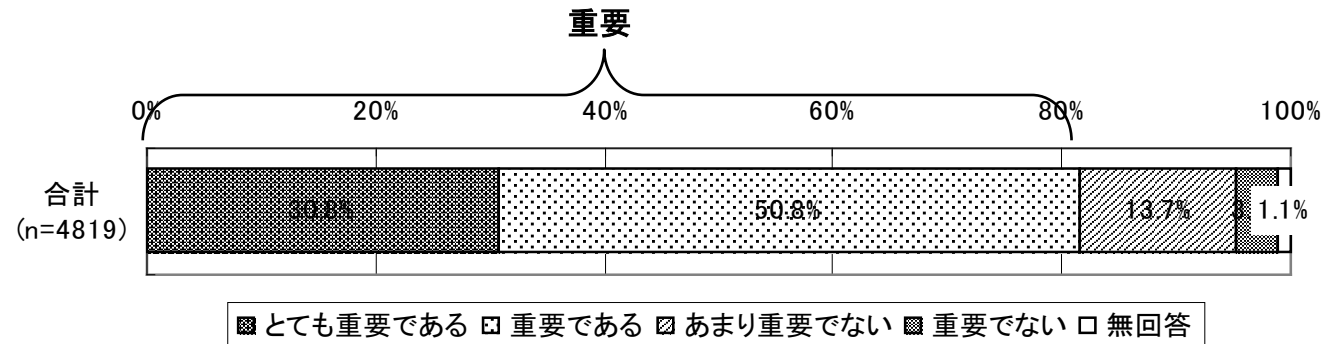


介護サービス情報と利活用のあり方に関するアンケート調査結果概要④

【介護支援専門員】

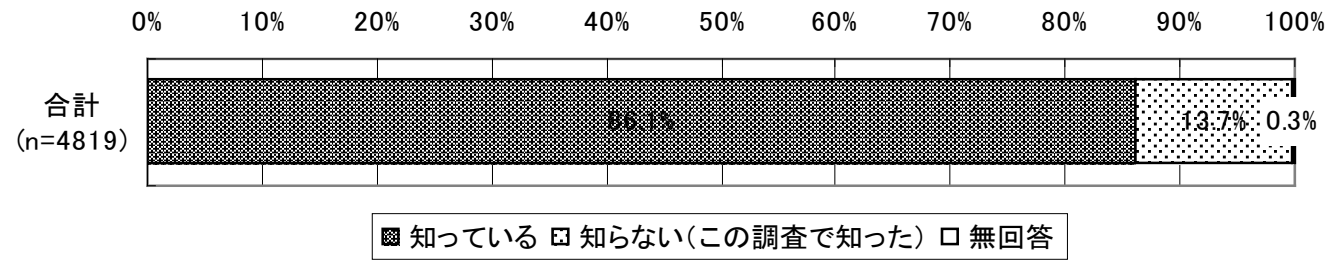
公表の重要性

※事業者情報の公表の重要性は、約8割が「重要」



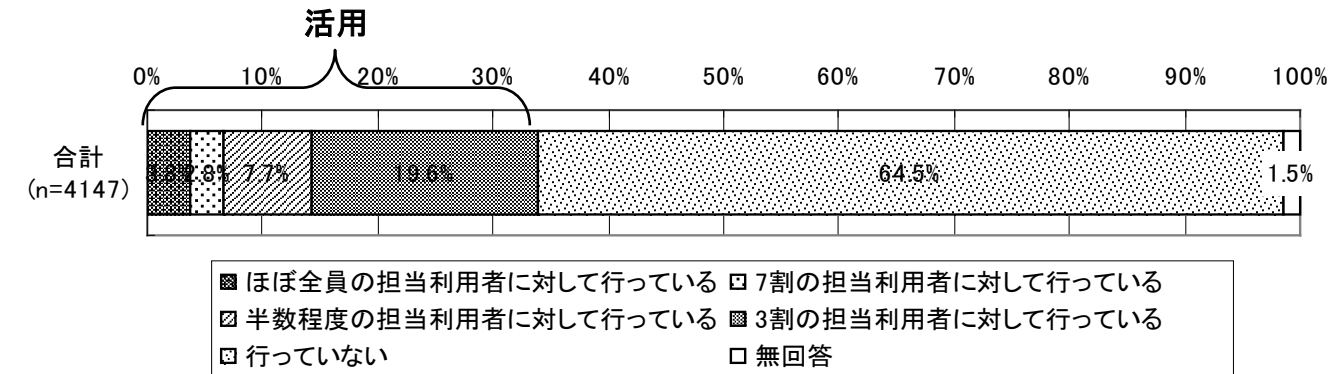
「介護サービス情報の公表」ホームページの認知度

※公表制度のホームページについては、約9割が「知っている」



「介護サービス情報の公表」ホームページの活用度

※事業所選択に活用した割合は約3割



情報公表制度に関する最近の要望等

○東京都要望（H22. 6）

- ・ 調査情報を確認する訪問調査については、事業者の事務的、経済的負担の軽減を図るよう見直すこと。
- ・ 複数の介護サービスを運営している事業者については、公表単位を同類型の介護サービスごとから同一所在地ごとに改めるなど、事業者の負担を軽減することができる環境を整備すること。
- ・ 公表システムについては、利用者の利便性の向上の観点から、項目に係る検索機能などの充実を図ること。
- ・ 基本情報の項目に、従事者の職種、年齢及び勤続年数別の処遇や人件比率等を加えることにより、事業者が介護従事者の給与等を自主的・積極的に公表できるようにすること。

○連合 医療・福祉部門連合会 要望（H20. 8. 20）

- ・ 「介護サービス情報の報告および公表」の調査情報項目に、従業員に対する健康診断・感染症教育の実施状況、従業員を含む具体的な労働時間・勤務体制、労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況を追加する。

○日本在宅介護協会「介護報酬・指定基準見直しに係る要望」（H21. 1. 23）

- ・ 費用を手数料として事業者から徴収することは不適切であり、公費により賄う性質のものである。手数料徴収の廃止を要望する。

○横浜市「平成23年度国家予算及び制度に関する提案・要望書」（H22. 6）

- ・ 介護サービス情報の公表制度については、外部評価や第三者評価など類似の制度が複数存在していますが、事業者にとっても負担が大きく、利用者にとっても複雑でわかりにくくなっています。このため、各制度を整理し、事業者の負担が少なく、かつ利用者にとってわかりやすい制度とすること。

○認知症の人と家族の会「介護保険制度改正への提言」（H22. 6）

- ・ 介護サービス情報の公表制度は廃止する。

○日本生活協同組合連合会「次期介護保険制度改定に向けた生協の提言」（H22. 6）

- ・ 現在の「介護サービスの情報公表」制度は廃止も含めて見直しを検討することが妥当です。利用者にとって有益な情報公表のあり方そのものを再検討する必要があります。

介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート結果（情報公表制度関係抜粋）

「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関する意見募集結果」(厚生労働省)

<募集期間:平成22年2月3日～3月31日> ※意見総数1,255件(情報公表制度関係186件)

【意見の概要】	【件数】
情報公表制度について、調査票の内容等を簡潔にわかりやすく表示する等により、利用者にとってもっと使い勝手の良いものとするべきではないか。	49
情報公表を廃止できないか	45
情報公表の調査頻度を見直せないか（2年に1度など）	20
情報公表制度と第三者評価（外部評価）等を統合できないか	19
訪問調査を廃止できないか	17
手数料の減額・無料化	8
情報公表を指導監査でおきかえられないか	7
調査に係る事務負担を軽減できないか。	5
都道府県によってWEB入力を禁止していたり、調査機関によって判断の基準が違ったりするのを統一して欲しい。	5
情報公表制度とアンケート等の統計調査を1つにまとめられないか	2
調査に係る事務量が多く無駄	2
訪問調査の実施時期を事業所の都合のいい時期にして欲しい	1
調査情報をなくし、基本情報の内容に相違がないか調査する仕組みにすべき	1
情報公表と統計調査や監査指導等に使用する書類の作成基準日の統一	1
情報公表の調査票と有料老人ホームの重要事項説明書の様式の統一	1
予防サービスを一体化し、別枠で記載させない	1
運営状況報告書と、情報の公表調査を一本化し、事業所の手間を減らしてほしい。	1
調査を受けた事業所への証明書等の交付	1

御指摘が多い案件ですが、介護サービス情報の公表制度についてであります。このサービスの公表制度、情報を公開するという趣旨は大切であると考えておりますが、この手法については利用者がこれを見てサービスの事業所に結びつくという例が少ないという実態があります。色々な意見を踏まえて次期制度改正時に介護サービス情報の公表制度に係る手数料負担を廃止することも含めて抜本的な見直しを行うように事務方には指示をしておりますので、これについて具体的な案を詰めて参りたいと考えております。

《質疑》

(記者)

介護保険の情報公表制度についてですが、今日の資料ですと寄せられた意見の中で情報公表を廃止出来ないかということについて「実施について検討する事項」に含まれているのですが、これは情報公表の制度そのものを廃止することを視野に入れているのでしょうか。

(大臣)

先ほど申し上げましたのは、情報公表制度の手数料負担を廃止することを含めて根本的、抜本的な見直しを行うと申し上げました。やはり、手数料をいただくということはなかなか難しいと我々も考えております。冒頭でも申し上げましたが介護サービス情報の公表制度、つまり、情報公開そのものの考え方は正しい方向だと思いますので、なんらかの公表する仕組みは必要だと思っております。ただ、今やっているような仕組みそのものをそのまま残して行くことについては、我々は見直しをすると申し上げております。いずれにしても何らかの的確な公表、利用者の方が安心して利用出来るような情報提供は、民間主体か、公的機関主体かは別にして必要性は感じておりますので、それについても検討して行くというところです。

情報公表制度の見直しの論点

- 情報公表制度については、一定の情報公表は必要であるが、次期制度改正時に手数料負担を廃止することを含め、抜本的に見直しを行うことが適当ではないか。具体的な見直しの方向性について、どのように考えるか。併せてより使いやすい制度にすべきではないか。
- 情報公表制度の意義についてどう考えるか。
 - ・ 利用者の視点
 - ・ 事業者の視点
- 公表対象となる情報の項目・内容についてどう考えるか。
 - ・ 基本情報
 - ・ 調査情報
- 事業者の事務負担や手数料負担についてどう考えるか。
 - ・ 調査の可否
 - ・ 費用負担のあり方（手数料の廃止）

介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）

利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するという観点から、見直しを行う。 《平成24年度より実施》

● 利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法を工夫する。

- 現行の基本情報及び調査情報の内容を原則とする。
- 検索機能や画面表示など、利用しやすいインタフェースを工夫する。
- 利用者等への利活用を推進するため、市町村との連携を図る。

● 事業所等の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理する。

- 手数料（公表手数料、調査手数料）を廃止する。
- 1年に1回の調査の義務づけを廃止し、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うこととする。
- 公表時期の統一化を図る。
- 予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告内容を一体化して報告できるようにする。

※ 都道府県の判断により、例えば事業者の質の評価に資する情報などを、事業者が任意で報告できることとすることを検討。

● 公表に係る事務等の効率化を図る。

- 現在、各都道府県に設置されている情報公表サーバーを国において一元的に管理することにより、効率化を図る。
- 各都道府県（又は指定情報公表センター）においては、各事業所からの情報の受理・確認・公表・啓発普及・苦情対応を行う。

● 虚偽報告等に対する対応

- 虚偽報告等の不正行為があった場合は、是正等を命じ、命令従わない場合には、指定取消又は停止。

制度見直しの内容（案）

【現行の制度】

【制度見直し後】

手数料	・都道府県知事が条例により定める。 ・手数料（公表手数料、調査手数料）を介護サービス事業者より徴収	➡	・手数料の廃止
調査	・介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施（義務）	➡	・都道府県知事が必要と認める場合に実施（任意） ※ 基本情報も調査対象とする
公表される情報	・基本情報 ・調査情報	➡	・同左（ただし、調査は不要） ・都道府県の判断により追加可能（報告は事業者の任意）
公表対象サービス	・介護予防サービスを含む50サービス	➡	・介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする
公表システムサーバー	・各都道府県が設置し、管理運営	➡	・国においてサーバーを一元的に管理 ※ 各都道府県は、国が設置したサーバーを活用して公表事務を実施
公表時期	・調査が終了した事業者から順次公表（都道府県が定める計画に基づく）	➡	・公表期日の統一化を図る。
虚偽報告等への対応	・是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し、又は停止	➡	・現行のとおり

公表サーバー一元化に伴う介護サービス情報公表の流れ

介護サービス事業所・施設

○ 公表対象事業者

☆公表対象サービスの簡素化

(介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営している場合は、報告の一体化を可能にする)

webにより公表情報を直接入力



②報告

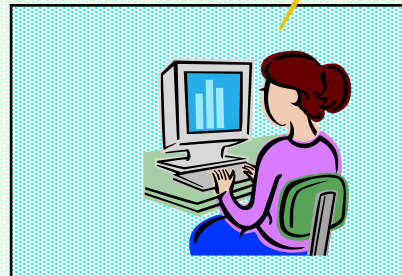
①公表対象事業者へ報告の通知

☆手数料の廃止

☆調査義務付けの廃止

都道府県知事 又は 指定情報公表センター

○ 確認・受理、公表



③webにより報告した事業者の情報の確認



厚生労働省

☆公表サーバーの一元管理

【公表システムサーバー】
(新制度対応用)

※ 各都道府県はこのサーバーを活用して公表事務を実施

④公表

☆利用しやすい画面表示

☆公表時期の統一化

利用者等

⑤閲覧

※ web環境のない事業者については、紙媒体等での調査票の報告を受け、都道府県（指定公表センター）において、公表システムサーバーに入力